

ドイツ・ユダヤ人にとっての異教徒間結婚 *Mischehe* について

長 沼 宗 昭

はじめに

一八四三年、北ドイツの都市シュヴェリーンにおかれていたメクレンブルク・ラントの政府は、ユダヤ人商人ベールントとキリスト教徒女性モイラントの両名が許可を求めた婚姻締結の願い出について、どのように処理すべきか悩まされていた。従来であれば、このような願い出自体があり得なかったのである。プロイセンでは、この当時キリスト教徒と異教徒の結婚は法律上禁止されており、合法的に結婚しようとすれば異教徒がキリスト教に改宗するしかなかった。ところがこの両名は、婚姻を願ひ出る一方で、「父親から受け継いだ信仰は如何なることがあつても断じて捨てるつもりはない」とも主張し続けたのである。しかしラント政府の側は、異なる信仰をもつ者同士の結婚は認められないという理由を掲げ続け、このカップルとラント政府の間で半年ほど繰り広げられた「闘争」はついにカップ

ル側の敗北で終わった。結局、このカップルは法律上の結婚という手続きをとることはなかった。⁽¹⁾今日の我が国では、周知のように、「婚姻は両性の合意のみに基づいて成立し」、さらに民法第七二一条以下に定める年齢などの婚姻の要件などを守り、届け出さえすれば婚姻の効力が発生するのであつて、宗教要件が婚姻の障碍となることはない。しかし一九世紀以前のドイツでは、現在であれば基本権として考えられる婚姻の自由は存在しなかった。互いに異なる信仰をもつ者同士が、自らの信仰を維持したまま結婚することは、キリスト教内の異宗派間でも非常に困難であり、ましてユダヤ人の場合は事実上不可能だったのである。それでも現実には、上述のベーレントとモイラントのような事例が出てきていた。そこで小稿では、彼らの抱いた願いがどのような歴史過程を通じて実現していったのか、その点に多少の検討を加えてみることにする。

(1) Kerstin Meiring, *Die Christlich-Jüdische Mischehe in Deutschland 1840-1933*, Hamburg 1998. S. 8.

一 Mischehe という用語について

異教徒間結婚を意味するドイツ語は *Mischehe* である。現在用いられているドイツ語の辞事典類には、ほとんどの場合この言葉が立項され、内容が説明されている。そこでは、しばしば広狭二様の説明が与えられているが、広義には、人種や民族、あるいは身分階層や文化集団など、⁽¹⁾さまざまなレヴェルで意識された異なる集団に属する者同士の間でなされる結婚を意味することが語られている。また、文化人類学などで問題にされる族外婚、あるいは異族婚

Exogamie' Heterogamie と同様の形態を意味しているが、決して制度化されたものではないことなどの説明を加えたものもある。さらにこの言葉自体に、「(不純なものを) 混ぜる mischen」という語感が付きまとい、侮蔑的なニュアンスを伴っていたことを示し、⁽²⁾ 反対語としての Reinehe (直訳すれば純粋婚) という表現を例示する場合もある。しかし説明の多くを占めるのは、むしろ狭義の、異教ないし異宗派間での結婚についてである。そして時には、ナチス時代の「アーリア人」と「非アーリア人」との結婚という用法をあげることもある。⁽³⁾

一八世紀末から一九世紀後半にかけて、主としてユダヤ人の側が、キリスト教に改宗してキリスト教徒のパートナーと結婚する例があり、それも Mischehe と呼ぶ場合があるが、⁽⁴⁾ 今回問題とするのは、合法的に認められた異教徒間結婚としての Mischehe である。⁽⁵⁾

ところで、この Mischehe という言葉が一語として成立し、意味する現象が広く社会的に意識され、あるいは論議されるようになるのは、一九世紀末近くのことであったと推測できる。このことは、一九世紀から二〇世紀にかけて刊行されたドイツの辞事典類を通覧するなかで、用語として登場してくる状況から判断できよう。今回調査し得たのは、A から X までの記号を付した二四点の辞事典であるが、⁽⁶⁾ その限りでは、少なくとも一九世紀の第 3 四半期までは Mischehe なる一語は出現せず、⁽⁷⁾ もっぱら gemischte Ehe (直訳すれば、混合された結婚) という二語表現で示されているのである。それに対して、一語表現としての Mischehe の初出は一八七六年であり、さらに項目としてこの形を採用するには一八八五年まで待たねばならなかった。まだ網羅的な調査には程遠いので、なお最終的な結論は留保するとしても、おそらく結論が大きく異なることはないと思われる。

以下に、項目として掲げられた表記の形に従って、A から X の辞事典類を分類・列挙しておく。なお、ナチスが政

権を獲得した一九三三年以後に刊行されたものは含めていない。

(一) gemischte Ehe(n) の形で立項しているもの (Ehen は複数形)

- A. 一八三八年 – Staats-Lexikon (第一版)
- C. 一八五四年 – Kleineres Brockhaus CL
- E. 一八六二年 – Staats-Lexikon (第三版)
- J. 一八九八年 – Brockhaus KL (第一四版)
- M. 一九〇七年 – Meyers GKL (第六版)
- N. 一九〇八年 – Brockhaus KKL (第五版)
- O. 一九〇九年 – Meyers KKL (第七版)
- T. 一九二六年 – Meyers L (第七版)

(二) Ehe の項目中で説明用語として gemischte Ehe を採用しているもの

- D. 一八五八年 – Staats-Wörterbuch

(三) Mischehe(n) の形で立項しているもの

- G. 一八八五年 – Grimm
- U. 一九二七年 – JL
- W. 一九三二年 – Meyers KL (第八版)
- X. 一九三二年 – Gr. Brockhaus (第一五版)

なお、第二次大戦後に刊行された辞事典類は、調べた限りではすべてこの形である。

(四) mischen の項目中に派生語として Mischehe を採録しているもの

L. 一九〇六年－M. Heyne (第二版)

P. 一九〇九年－D. Sanders HW (第八版)

Q. 一九一〇年－L. K. Weigand (第五版)

(五) Ehe の項目中に派生語として Mischehe を採録しているもの

F. 一八七六年－D. Sanders (第二版)

H. 一八八五年－ErgänzungsW. v. D. Sanders

(六) 他の項目中に説明用語として Mischehe を採用しているもの

K. 一八九八年－Firks

R. 一九一〇年－HWdSW (第三版)

S. 一九二三年－HWdSW (第四版)

(七) 記載なし

B. 一八四九年－Heyse

I. 一八九二年－HWdSW (第一版)

V. 一九三〇年－Deutschkunde

この分類からは、明らかに一九世紀末までは二語表現としての gemischte Ehe (n) が支配的であるが、世紀末近く

から次第に一語表現としての *Mischehe* (n) に移行していく様子が読み取れる。次に説明の内容を見ていくことにするが、それぞれの項目全体を訳出するゆとりはないので、要点ないし力点だけを摘記しておく。

A の場合は、元来キリスト教徒と非キリスト教徒間の結婚は教会法 *Codex juris canonici* 上無効なのであるが、宗教改革以後カトリックとプロテスタント間の結婚が多少なりとも現実化してくるなかで、条件付きであれ容認せざるを得なくなり、従って定義としては、もっぱらこのカトリックとプロテスタント間の異宗派婚のケースだけが問題になるのであって、その場合でもさまざまな婚姻の障碍 *impedimentum prohibens mixtae religionis* について検討しなければならないこと、また、これまでカトリックとプロテスタント以外のキリスト教諸派との通婚は無効であるとしてきたが、それも次第に変化してきたことを詳述している。しかし、ユダヤ人についての言及は一切なく、まったく視野に入っていない。ところがAの後継第三版として二四年後に刊行されたEは、冒頭部分で、婚姻がキリストとの結合を象徴する特殊キリスト教的なものとされてきたことから、ユダヤ人とキリスト教徒との婚姻は禁止され、さらにユスティニアヌス法では姦通の罪に問われたことをまず説明している。ただし、この一か所を除けば、基本的にAを継承しており、カトリック側の伝統的な見解と、宗教改革以後のカトリックとプロテスタント両者間の関係をめぐる論議の歴史的な展開を相当なヴォリュームで語っている。そしてカトリック側が強硬な姿勢を保ち続け、あくまでカトリック聖職者の司式による教会婚 *kirchliche Ehe* がなされ、また生まれてくる子どものカトリックによる教育を宣誓させることで、異宗派婚の効力が生ずるとする主張の内容が、さまざまな論拠とともに明らかにされている。それに対する、カトリックによる教会婚についてもその有効性を認めるとするプロテスタント側のより柔軟な立場も紹介されている。その上で、現実にはこうした関係を反映して編成されているドイツ領邦教会体制に応じて、主要領

邦ごとの法規や取扱い政策までもが取り上げられている。しかし今日の我々から見れば、フランス革命以来地域によつては問題となつてゐる民事婚や、実定法上の効力はまったくなかったにしても、一八四八年革命の精神的所産である「フランクフルト憲法」において信仰の自由が掲げられ、さらには教会婚に対する民事婚の優先までもが規定されたことについて、一切無視してゐる記述は、相当に奇妙なことに思えるのである。

時期的にはAとEの中間に位置づけられるCは、全体が四巻本と規模が小さいこともあつて（Eは全一四巻）、記述も簡潔である。ここでは、正統派信仰の保持者と異端者との婚姻も認められないこと、カトリックとプロテスタント間の争点は子どもの教育にあることなどが指摘された上で、一七四一年のローマ教皇ベネディクトゥス一四世による教皇書簡 *Breve* によつて、世俗権力が承認した婚姻にも効力があることが認められたと述べてゐる。それによつてフランスとオランダにも民事婚 *Civilehe* が導入されたと説明してゐるが、教皇書簡自体はオランダとベルギーに関して発せられたもので、書簡の効力がどの地域にまで拡がるかという点についての論争があつたことについては触れてゐない。さらに近年の状況として、子どもの教育については、プロイセンのように子ども全員が父親の宗派に従つてなされるか、オーストリアのように、父親がプロテスタントの場合は息子だけが従い、父親がカトリックであれば子ども全員が父親の宗派に即して教育されることが分かつてくる。さらにまた、「ドイツ人の基本権を告知することによつてドイツではキリスト教徒とユダヤ人との婚姻も行われている」とあるが、それ以上の詳しい説明がなされてゐないので、不満の残る結果になつてゐる。分類（二）の〈Eheの項目中で説明用語として *gemischte Ehe* を採用してゐるもの〉に位置づけられるのは、現時点では唯一、一八五八年刊行のDのみで、婚姻の障碍について説明している部分にわずかに *gemischte Ehe* が登場する。

世紀末に刊行されたJとなると、すでに一八七五年にドイツ帝国全土に強制的民事婚が導入されたあとなので、そのことに関する記述がなされていることに目を引かれる。さらに二〇世紀初頭のMは、強制的民事婚成立に至る経緯をより丁寧に語り、信仰の違いによってもたらされていた婚姻の障碍が除去されたことを強調している。あるいはNも、全体が二巻本であるためもあって、わずか四行の記述で終わっており、特筆すべきことは何もない。Oの場合には、従来の定義がもつばらキリスト教内の宗派間の問題としてなされていたのに対して、広く信仰の異なる者同士の問題として扱うニュアンスが強まっていることに気づかされる。ただし、説明の内容自体は従前と大差ない。最後のTでは、まず見出し項目が Gemischte Ehen とあるのに、本文中では一語形の Mischehen も混用している点が注目されよう。また歴史的な説明はほとんど捨象しており、むしろ一九二〇年代当時の状況説明に力点が置かれていることが興味深い。

現時点での調査の範囲で、Mischehen を独立した辞書項目として立てた最初の例がGである。Gは、グリム兄弟の手になる浩瀚なドイツ語辞書という性格からして、簡潔に語釈と用例を示す記述となっており、事実関係などには踏み込まない。しかし、単に異宗派間結婚という語釈をあげるのではなく、「異なる宗派、国籍、あるいは人種の両名が結ぶ婚姻」としており、新聞記事から「クールラント〔バルト海沿岸の地域名―長沼〕とロシアの家族の Mischehen」という用例をあげている点が目を引く。その上でさらに、「キリスト教徒とユダヤ人の間の、(あるいは)カトリックとプロテスタントの間の Mischehen」という用例を掲げている。Uは、当然ユダヤ人の側の視点に立つて、ユダヤ教法やユダヤ人史の側面からの説明と、統計的な状況説明とに大別された記述がなされているが、そうした内容については次節で触れることにし、ここでは単に語法上の問題として位置付けておく。同様の観点でWとXを配置

しておくが、Wの記述はこれまでのものより視野が拡大し、「白人種と有色人種 Buntfarbigen (黒人 Neger [差別的ニュアンスが強く、今日ではあまり使われない表現―長沼]、ムラット、モンゴロイド、アメリカインディアン、およびそれぞれの三親等までの子孫)との間の婚姻は禁じられている」と説明している点が目新しい。それ以外は、WもXも、内容的には今まで見てきた以上のものはない。

分類の(四)、つまり〈mischenの項目中に派生語として Mischehe を採録しているもの〉に配置されたL、P、Q、さらに(五)の〈Eheの項目中に派生語として Mischehe を採録しているもの〉の中のF、Hは、すべて辞典であることに注意されたい。Lでは、mischenの項目中で、数多くの用例の一つとして gemischte Ehe をあげて説明を付し、さらに別個に派生語として Mischehe を採録している。OやQになると、もはや gemischte Ehe の用例は登場せず、簡潔な説明とともに派生語の Mischehe を採録し、記述の仕方も互いによく似ている。一八七六年に刊行されたFは、今のところ一語形の Mischehe が登場する最古の辞典であるが、これよりも時期的に先行する事典が主として宗派 Konfession 間の問題として取り上げているのに対して、「例えばユダヤ人とキリスト教徒のように、異なる宗教 Religion (に属する)者同士の婚姻」と説明しており、内容のとらえ方が変化してきていることをうかがわせる。これは、強制的民事婚の制度が、プロイセンでは一八七四年に、全ドイツ(ライヒ)では翌七五年に法的に確立し、したがってユダヤ人とキリスト教徒との婚姻が完全に合法化されたことを、おそらく意識した結果であろうと思われる。さらにHになると、さまざまな Ehe の中の一つとして Mischehe をあげ、「必ずしも同種(質)の者 Gleichartige などの間で行われたのではない婚姻」と説明しており、まったく宗教色が消滅している。このほかにHでは、Civilehe も採録している。

(二六) に分類したRとSの二点は、『国家学事典』の第三版と第四版で、同様に結婚統計 *Heiratsstatistik* の項目中で用語として *Mischehe* を採用しているが、カトリックとプロテスタントの問題としてのみ数値を記録しており、ユダヤ人が関わる事例については完全に無視している。これら二点に先行するKは、他の辞事典類とはやや性格を異にしており、「国家学教本」といった趣きの大がかりな叢書中の一冊で、もっぱら「人口学・人口政策」を論じた書物である。その中で著者のフィルクスは、人口動態についてさまざまな角度から検討を加える際に「婚姻の締結」の問題も取り上げ、ユダヤ人とキリスト教徒の *Mischehe* に言及している。それから最後の (七) 分類は記載がないもので、Bの場合、一八四九年刊の第二巻に *mischen* が立項されていて、そこでさまざまな派生語ないし関連語を記載しているが、そこには *gemischte Ehe* も *Mischehe* も出てこない。また、Bの第一巻 (一八三三年刊) 中の *Ehe* にも、同様に言及はない。『国家学事典』の第一版であるIは、項目としては後の版と同様に結婚統計があるが、そもそも宗教問題についての関心が見られず、該当する用語は用いられていない。なお、Iは印刷書体としてドイツ文字 (いわゆる亀の甲文字) を採用しているが、後継のRとSになるとラテン文字に変わっていることも注目に値する。それから一九三〇年刊行のVであるが、『ドイツ学事典』と銘打った企画テーマからすれば、*Mischehe* の問題は採録するに値しないと判断したのかもしれない。しかし、宗教改革発祥の地ドイツには、異宗派間結婚について議論を重ねてきた伝統があり、さらに一九二〇年代にかけては、他のヨーロッパ諸国以上に異教徒間結婚が顕著となる傾向が見られるので、そうした判断そのものがバランスを失っているように思われる。

いずれにしても全二四点を通覧してみると、どのような形であれ、*gemischte Ehe* という古い表現の最後の用例が一九二六年にあり、*Mischehe* という新しい表現の初出が一八七六年であったことが分かる。世紀転換を含む半世紀

の間に、明らかに表現の仕方が変わり、認識の重点も異宗派間の問題から異教徒間、つまりユダヤ人とキリスト教徒との結婚問題に移行していったのである。

また念のために、日本人の手によって明治初期、中期、末期に刊行された、(あ)(か)の六点の独和辞典も点検してみたが、該当する用語については一切記載がなかった。⁽⁷⁾

(1) 古代ローマでは貴族と平民との結婚 *conubium* が禁止されていた。またユダヤ人社会では、歴史的系譜と日常言語が異なるアシケナジームとセファルディーム間の通婚や、ユダヤ教内の少数派であったカライ派との通婚が、しばしばタブー視されていた。こうした事例は、結婚に際しては身分階層や文化などの違いが問題となることをよく示している。cf. Philip & Hanna Goodman, *The Jewish Marriage Anthology*, Philadelphia, The Jewish Publication Society of America, 1965. p. 114-115, 169.

(2) しばしば日本語でも「雑婚」と訳されることがあった。

(3) 一九三五年のニュルンベルク諸法によって、「アーリア人」と「非アーリア人」の結婚は禁止された。

(4) 一八〇〇年から四六年までの時期にユダヤ人がキリスト教に改宗した件数は六、三三〇件（一年あたり約一三五件）、四七年から七〇年では四、七五〇件（一年あたり約一九八件）、七一年から一九〇〇年では一一、七〇〇件（一年あたり二九〇件）である。ただし、この改宗のうちで、異教徒間結婚のためのものは一部でしかないという。Marion A. Kaplan (ed.), *Jewish Daily Life in Germany*, New York 2005, p. 416 n. 66.

また逆に、きわめて稀有ではあるが、結婚のためにキリスト教からユダヤ教に改宗した例も史料には留められている。参照、長沼「ユダヤ娘」プロイセン国家を震撼さす」、『日本法学』第七六巻第四号、二〇一二年二月

(5) ユダヤ人とキリスト教徒との恋愛関係であれば、実際にはさまざまな形があったと思われる。一七世紀に成立と推定される「美しいユダヤ娘のバラード」などは、そうした事例を示唆しているであろう。I・W・ケラーマン（鳥光美緒子訳）『ドイツの家族』勁草書房、一九九一年、五九―七四ページ。さらに、より高い信憑性を有するものとして回想録の類があるが、

しばしば伝聞であったり、時期が特定できなかったりする。

そうした回想録の中から、おそらく一九世紀中のことであろうと考えられるが、ローウェンステンは、次のような事例を断片的に抽出している。ハノーファーの厳格な正統派ユダヤ教徒を父に持つ娘は、貴族の将校の求愛を拒んだが、友情の証としての指輪を長年にわたって身に着けていたという事例。あるいは、ユダヤ人の製本工が職人遍歴の旅を続けている間に、彼に関心を持つ何人かのキリスト教徒女性に会ったが、自ら身を引いたという事例。Steven M. Lowenstein, *The Beginning of Integration*, in: Kaplan, op. cit., p. 168.

(6) 一九世紀前半から、ナチスが政権を獲得する一九三三年以前の時期に刊行されたもので、今回調査し得たAからXまでの二四点の辞事典類は次の通りである。

- A. *Staats-Lexikon oder Enzyklopädie der Staatswissenschaften*, hg. v. C. Rotteck u. C. Welcker, Altona 1834-48. 該三第
六巻は一八二八年刊行。
- B. Joh. Christ. Aug. Heyse, *Handwörterbuch der Deutschen Sprache*, Hildesheim 1968 (Nachdruck der Ausgabe Magdeburg
1833-49). mischen を収録した第二巻は一八四九年の刊行だが、Ehe を収録した第一巻は一八三三年刊行。
- C. *Kleineres Brockhaus'sches Conversations-Lexikon für den Handgebrauch*, Leipzig 1854-56. 該二第二巻は一八五四年刊行。
- D. *Deutsches Staats-Wörterbuch. In Verbindung mit deutschen Gelehrten*, hg. v. J. C. Bluntschli u. K. Brater, Stuttgart u.
Leipzig 1857-70. 該当第三巻は一八五八年刊行。
- E. *Das Staats-Lexikon. Enzyklopädie der sämtlichen Staatswissenschaften für alle Stände*, 3. Aufl., hg. v. Karl Welcker,
Leipzig 1856-66. 該当第六巻は一八六二年刊行。
- F. *Wörterbuch der Deutschen Sprache* v. Daniel Sanders, Tokyo 1968 (Nachdruck der 2. Aufl., Leipzig 1876).
- G. *Deutsches Wörterbuch* v. Jacob Grimm u. Wilhelm Grimm, München 1984 (Nachdruck der Ausgabe Leipzig 1854-1971).
該当第一二巻は一八八五年刊行。
- H. *Ergänzungs Wörterbuch der Deutschen Sprache* v. Daniel Sanders, Tokyo 1968 (Nachdruck der Ausgabe Berlin 1885).

- I. *Handwörterbuch der Staatswissenschaften*, hg. v. J. Conrad et al., Jena 1890-97. 該当第四卷は一八九二年刊行。
- J. *Brockhaus' Konversations-Lexikon*, 14. Aufl., Berlin u. Wien 1898. (全冊)
- K. Arthur Freiherr von Fircks, *Bevölkerungslehre und Bevölkerungspolitik*, Leipzig 1898 (Hand- und Lehrbuch der Staatswissenschaften. In selbständigen Bänden, 1. Abteilung, Bd. 6).
- L. *Deutsches Wörterbuch* v. Moriz Heyne, Tokyo 1969-73 (Nachdruck der 2. Aufl., Leipzig 1905-06). 該当第二卷は一九〇六年刊行。
- M. *Meyers Großes Konversations-Lexikon*, 6. Aufl. Leipzig u. Wien 1902-20. 該当第七卷は一九〇七年刊行。
- N. *Brockhaus' Kleines Konversations-Lexikon*, 5. Aufl., Leipzig 1908. (全冊)
- O. *Meyers Kleines Konversations-Lexikon*, 7. Aufl., Leipzig u. Wien 1908-10. 該当第三卷は一九〇九年刊行。
- P. *Handwörterbuch der Deutschen Sprache* von Daniel Sanders, Tokyo 1969 (Nachdruck der 8. Aufl., Leipzig 1909).
- Q. *Deutsches Wörterbuch* v. Fr. L. K. Weigand, Tokyo 1968 (Nachdruck der 5. Aufl., Gießen 1909-10). 該当第二卷は一九一〇年刊行。
- R. *Handwörterbuch der Staatswissenschaften*, 3. Aufl., Jena 1909-11. 該当第五卷は一九一〇年刊行。
- S. *Handwörterbuch der Staatswissenschaften*, 4. Aufl., Jena 1923-29. 該当第五卷は一九二三年刊行。
- T. *Meyers Lexikon*, 7. Aufl., Leipzig 1924-33. 該当第四卷は一九二六年刊行。
- U. *Jüdisches Lexikon. Ein enzyklopädisches Handwörterbuch des jüdischen Wissens in vier Bänden*, hg. v. Georg Herlitz u. Bruno Kirschner, 2. Aufl., Frankfurt am Main 1987 (Nachdruck der 1. Aufl., Berlin 1927-30). 該当第四／一巻は一九二〇年刊行。
- V. *Sachwörterbuch der Deutschkunde*, hg. v. Walther Hofstaetter u. Ulrich Peters, Tokyo 1976 (Nachdruck der Ausgabe Leipzig u. Berlin 1930).
- W. *Meyers Kleines Lexikon*, 8. Aufl., Leipzig 1931-32. 該当第二卷は一九三二年刊行。

X. *Der Große Brockhaus*, 15. Aufl. v. Brockhaus' Konversations-Lexikon, Leipzig 1928-35. 該当第一二巻は一九三三年刊行。

(7) 明治期日本人の手になるもの六点。

(あ) 一八七二年『字和袖珍字書』、小田條次郎・藤井三郎・桜井勇作編、三修社、一九八一年復刻(東京 學半社蔵、明治五年八月)

(い) 一八七二年『和譯獨逸辭典』、司馬凌海・河村文昌・沢田勝伯・明石文・明石朝幹編、三修社、一九八一年復刻(東京 春風社合著、明治五年一〇月)

(う) 一八七二年『官許独和字典』、薩摩学生 松田為常・瀬之口隆敬・村松経春編、三修社、一九八一年復刻 (Shanghai, Amerikanische Missions Buchdruckerei, 1873. (明治六年第五月))

(え) 一八七七年『和獨對譯辭林』、律多留富勒曼(リウドルフ・フレイマン)校訂、齊田訥於・那波大吉・國司平六編、三修社、一九八一年復刻(日比谷健次郎・加藤翠溪出版、明治一〇年一〇月)

(お) 一八九六年『独和新辭林』、高木甚平・保志虎吉共編、三省堂書店、明治二九年

(か) 一九一二年『新式独和大辭典』、戸張信一郎著、大倉書店、明治四五年

二 ユダヤ人社会における Mischehe

ユダヤ人社会は、むしろ Mischehe を嫌い、族内婚、ないし同族婚 endogamy、homogamy を守りつづけてきたし、今日でもその傾向が顕著である。また英語表現では、同義の mixed marriage の他⁽¹⁾ intermarriage、outmarriage (ユダヤ人の側からの表現)なども用いられているが、カプランは歴史の実態に即して interfaithmarriage なる用語の採用を主張したことがある⁽¹⁾。

ユダヤ教法に従えば、ユダヤ人と非ユダヤ人との結婚、つまり *Mischehe* は違法であり、認められない。敬虔なユダヤ教徒にとつては、現実に暮らしている地域で機能している世俗の法よりも、トーラー（モーセ五書）を根幹とするタナハ、つまり一般には旧約聖書と呼ばれているヘブライ語聖書が重要であり、判断の根拠もそこに求められる。タナハと旧約聖書との間には、厳密に言えば若干の差異があるようだが、当面の課題にとつてはこの差異は無視できるものなので、新共同訳を用いて該当箇所を見ておきたい。申命記第七章の冒頭には「七つの民を滅ぼせ」と小見出しが立ち、七つの民の名が例示されたあと、「彼らと縁組をし、あなたの娘をその息子に嫁がせたり、娘をあなたの息子の嫁に迎えたりしてはならない」（申命七・二三）、と命じている。さらに、七つの民と敵対し、通婚関係を断つべき理由として、「あなたの息子を引き離してわたしに背かせ、彼らはついに他の神々に仕えるようになり、主の怒りがあなたたちに対して燃え、主はあなたを速やかに滅ぼされるからである。あなたのなすべきことは、彼らの祭壇を倒し、石柱を砕き、アシェラの像を粉々にし、偶像を火で焼き払うことである」（申命七・四―五）とする。つまり、十戒中の第二戒にもとづき、偶像崇拜者からの影響を排除しようとしているのである。

ところがエズラ記になると、より峻烈な姿勢が浮かび上がってくる。エズラ記は、「バビロン捕囚」から帰還した「捕囚の民」が異民族の娘との結婚という「悪事」（エズラ九・一二）に手を染め、そのことを知った、「イスラエルに対する主の戒めと掟の言葉に精通した、祭司であり書記官であるエズラ」が、「主の律法を研究して実行し、イスラエルに掟と法を教えることに専念した」（エズラ七・一〇―一二）と伝えている。そして「祭司エズラは立ち上がり、彼らに言った。『あなたたちは神に背いた。異民族の嫁を迎え入れて、イスラエルに新たな罪科を加えた。今、先祖の神なる主の前で罪を告白し、主の御旨を行い、この地の民からも、異民族の嫁からも離れなさい』（エズラ一〇・

一〇—一二」と命じ、「異民族の妻子との絶縁」を断行した、とされる。したがって、エズラ記という文書は教化と綱紀肅正についての記録として読むことができるし、続くネヘミヤ記からも同様の趣旨が読み取れるのであるが、以上に見てきたような旧約中の記述が *Mischehe* を違法とする根拠になっているのである。

しかしまた、ユダヤ教法は厳格にユダヤ教徒と非ユダヤ教徒との結婚を禁じているかという点、必ずしもそのように断言できないという、非常に我々を困惑させる事態も出来するのである。長い歴史を通じて、タナハのさまざまな掟をどのように実際の生活の場で適用していくかということについて、これまた夥しい解釈の数々が積み重ねられ、そうした中から次第に法規的な部分がまとめあげられてくる。つまりハラハーの形成である。ハラハーに従えば「ユダヤ人」の定義は二つの異なるレベルでなされ、ユダヤ人とは、ユダヤ人の母親から生まれた者であるか、あるいはユダヤ教の信仰をもつ者である（ユダヤ教への改宗者 *Proselyt* も当然含む）。この二つのレベルは多くの場合一致する。しかし、たとえば「生まれながらのユダヤ人」が棄教者 *Apostat* となったとしても、「イスラエル人（びと）⁽²⁾ *Israelit* は罪を犯してもなおイスラエル人である」という規定もあるので、この非ユダヤ教徒は「ユダヤ人」として扱われることになり、したがってこの人物とユダヤ人が結婚した場合には *Mischehe* にはならない。

また *Mischehe* を行った者は、ユダヤ教法上その「結婚」は無効なのであって、もともと結婚していないことになるので、新たにユダヤ人との結婚を望んだとしても、以前の「結婚」を解消する必要はなく、ユダヤ人社会の内部論理だけで考えれば重婚の罪に問われることはない。ともかく、現実には *Mischehe* がなされたとしても、それを結婚とは認定しないので、外部の世界の判断とは齟齬をきたす結果が生じうるのである。

さらに、古代のユダヤ教法廷であるサンヘドリンを模して、ナポレオンが一八〇六年にパリに召集した名士会では、

そもそも申命記が排除した対象は偶像崇拝者なのであって、キリスト教徒であるヨーロッパ諸民族はそれにはあたらないのであるから、当然ユダヤ人との結婚も可能である、ただしラビが司式すべきではない、といった見解まで出されていた。⁽³⁾要するに、圧倒的なマイノリティであるユダヤ人の側には、さまざまな状況に対応しうる手がかりとしての先例が残されていた、とも考えられるのである。

(1) カプランは、ユダヤ人とキリスト教徒との異教徒間結婚を *interfaithmarriage* と表現し、いわゆる「東方ユダヤ人」とドイツ・ユダヤ人との結婚を *intermarriage* としたことがある。cf. Marion A. Kaplan, *The Making of the Jewish Middle Class. Women, Family, and Identity, in Imperial Germany*, New York et al., 1991. しかして二〇〇五年に刊行された前掲の編著書では、通常の用語法に戻って *intermarriage* を使用している。

(2) cf. Art. “Mixed Marriage, Intermarriage”, in: *Encyclopaedia Judaica*, second ed., vol. 14, Detroit 2007, p. 376.

(3) Adolf Brüll, *Die Mischehe im Judentum im Lichte der Geschichte*, Kessinger Legacy Reprints n. d. (Nachdruck der Ausgabe Frankfurt am Main 1905), S. 17-18.

三 プロイセンの法制

一七九四年六月一日施行のプロイセン一般ラント法典 *Allgemeines Landrecht für die Preussischen Staaten* (ALR) は、ドイツ民法典が一九〇〇年一月一日に施行されるまでは現行法であった。したがって特別法が制定されない限り、一九世紀中のプロイセンにおける婚姻は原則としてこのALRによって処理された。また、ほかのドイツ諸邦に対し

でも大きな影響力を発揮した。「婚姻について」と題されたその第二部第一章は、微細な局面にまで及ぶ全一一三一条の条文からなるが、その第三六条は、「キリスト教徒（男性）は、その者の信仰原則によつてキリスト教の婚姻法に従うことが妨げられる者と結婚することは出来ない」と規定する。⁽¹⁾文法上の表現が男性になっていることに対して異議申し立てをする者などほとんどいない時代であつたから、この条文は当然すべてのキリスト教徒を対象にしたものだと考えられていた。しかもこの条文は、理論的には、例えばユダヤ教法を自らの意思で積極的に破ろうとするユダヤ人とキリスト教徒との結婚を明示的に禁止しているとは必ずしも言えないが、現実には常識的に解釈され、キリスト教徒と非キリスト教徒との結婚を禁止する根拠となつていた。それに、こうした条文解釈こそが伝統的な教会法とも合致するものであつた。また第一三六条は、「完全に有効なる婚姻とは聖職者のとりおこなう結婚式によつてなされたものである」としており、⁽³⁾教会婚を絶対の条件としているのである。

一八一二年三月一日の「解放勅令」は、ユダヤ人一般を公民 Staatsbürger と認め、多少の制約は残していたものの、キリスト教徒市民と同等の権利を賦与する画期的なものであつた。⁽⁴⁾この勅令は全部で三九の条文からなるが、第一七から一九条が婚姻に関する規定である。しかしそこでは、キリスト教徒との結婚に関しては何ら言及されていないのである。とくに第一七条は、「婚姻の結びつき Ehebindnisse については、国内のユダヤ人は、これについての特別な裁可や婚姻証書による処理を要することなく、一般的な規則に従つて、ともかくも他人に左右されるような同意ないし婚姻の許可を必要としない限りで、お互いの間で unter sich とり行うことができる」と定めている。

ただし、のちの内務大臣に相当する地方担当大臣 Provinzialminister シュレッターが、プロイセン改革の主導者であつたシュタインの同意を得て、一八〇八年十二月二日にプロイセン国王フリードリッヒ・ヴィルヘルム三世に提

出した第一次草案には、ユダヤ人とキリスト教徒との婚姻も、ユダヤ人の側が事前にキリスト教に改宗することなく、キリスト教徒同士の婚姻同様に行われる、という内容が盛り込まれていたという。^⑤この第一次草案の作成過程は、一八〇六年一〇月にイエーナでフランス軍に完敗し、それが契機となってプロイセン改革が発動していく中で、強い危機意識に支えられて近代国家への再編が大胆に模索された時期でもあった。この段階では、いまだ無権利状態にある大多数のユダヤ人を市民として改善し、国家にとって有用な存在に改変しようとする積極的な意志が働いていたものと思われる。ところが、法案を具体的に検討していくにつれてA L Rのレヴェルに留まる立場からの批判が強まり、決着がつかないまま、ついに最終成案からは異教徒間結婚の問題が消滅してしまったのである。

一八一五年のウィーン会議によって、プロイセンは、一時期失っていたポーゼンを再確保し、さらにラインラントを新たに領有することになった。「解放勅令」は、発布された時点での旧プロイセン領に対して適用されたのであり、新たに版図に編入された地域に自動的に用いられることはなかった。したがって実際に公民権を獲得できたユダヤ人は、プロイセン王国全土に居住するユダヤ人のうちで、わずか四分の一程度であったという。^⑥一八一六年には全部で一二三、九三八人のユダヤ人がいたという記録があるから、他のキリスト教徒市民と同様に振る舞えたのは三〇、〇〇〇人程度であったことになる。このように、全国一律に適用されるユダヤ人関係法といったものはいまだ存在せず、わずかな違いもすべて数え上げていけば、プロイセンには二二の異なる規定があった。それらの中で最も重要であったのが、一八三三年六月一日に制定された「ポーゼン大公国におけるユダヤ人のあり方に関する暫定的条例」である。ポーゼン在住のユダヤ人は、一六年時点でプロイセン王国の全ユダヤ人中実に約四二パーセントを占めており、また生活実態や系譜などの点で他の地域のユダヤ人ともかなり違っていた。そうした事情が、同地域だけに

適用される特別規定を生んだのである。⁽⁷⁾

この「暫定条例」の中では第一五条が婚姻 *Verheirathung* を扱っているが、まったくユダヤ人同士の関係としての規定しており、異教徒間結婚については想定していない。したがって、*gemischte Ehe* という用語自体が見られないのである。具体的には次のとおりである。「ユダヤ人男性と外国人女性 *Ausländerin* との婚姻は、後者が少なくとも五〇〇ライヒスターラーの自己資産を持参金としてもってくる場合にのみ許される。個々に生ずる事例での免除については、州長官に願い出なければならない。一般ラント法典第二部第一章第一三六条に基づいて、完全に有効な婚姻のために必要とされる婚礼 *Traung* に代わって、ユダヤ人の婚姻の際は、婚礼の天蓋の下に集い、指輪の厳粛な装着を行うものとする。さらに第一三八条に指示されている婚姻予告に代わって、シナゴグ内での告示を行うものとする。⁽⁸⁾」ここで「外国人女性」と直訳した表現の正確な内容は、実質的にはプロイセン王国内の州であったポーゼン大公国以外に居住するユダヤ人女性（あるいはユダヤ教に改宗した女性）である。その点は、第一五条後半で要求しているユダヤ教版強制的教会婚からも解釈できよう。ともかくこの第一五条の他には、婚姻に関する規定はないのである。

下って一八四七年、ようやく七月二三日に「ユダヤ人関係法 *Gesetz über die Verhältnisse der Juden*」が制定され、⁽⁹⁾ ユダヤ人立法の不整合性は大幅に解消されることになった。ただし、ポーゼンだけは依然として例外のままであった。この四七年法は、まず第一条で、「我がユダヤ人臣民に対しては、本法が別に定めない限り、当君主国のすべての範囲内、我がキリスト教徒臣民と同一の義務に加えてまた同一の市民権が下さるべきである」と宣言する。さらに第二条では、ユダヤ人も、司法、警察、行政に関する職務を除き、国政及び地方自治体の職務に従事できるようになり、

また大学にあつても、定款中に禁止規定がない限り、医学・数学・自然科学・地理学・言語学の分野では正教授に至るまで就任できることが定められている。ただし、他の学問分野や学長などの管理職には就けないとも規定されている。現実のプロイセン社会では、ユダヤ人の地位は、「解放勅令」のレヴェルからも後退していたので、多少の制限がなお残っていたにしても、四七年法によって改めて大幅に「解放」されたことは間違いない。

婚姻の問題は、「出生、結婚、および死亡の事例」について一括した第八から二二条までの間で取り扱われている。まず注目に値するのが第八条である。「ユダヤ人の間での出生、結婚、および死亡事例の民事上の認証 *Beglaubigung* は、司法上機能している登録簿への記入によってなされるものとする。」さらに第一四条でも、婚姻の有効性は登録簿に記入した時点で生じる、と定めている。つまり、ラビがシナゴグで司式しただけではその結婚は有効なものとはなりえず、いわば教会婚の優位性が崩れたのである。この点に関しては、しかし見逃してはならない法令が「ユダヤ人関係法」の四か月ほど前に制定されている。それは、一八四七年三月三〇日に成立し、ときには無宗教者法 *Dissidentengesetz* とも呼ばれる「民事上の認証が地域裁判所 *Ortsgericht* によってなされねばならない出生、結婚、および死亡の事例に関する通達 *Verordnung*」である。⁽¹⁰⁾ これは、教会を離脱した者ないしは教会から破門された者、国家によって認可された宗教団体には属していない者、無信仰者など、教会法上の理由によって取り扱いを拒否された者を救済するための市民法上の規定であつた。⁽¹¹⁾ この「通達」が「ユダヤ人関係法」の一部の前提になつていたので、事実「通達」の中で具体的に届出手続きを定めた条文は、一字一句違わず「ユダヤ人関係法」に転用されている。言ってみれば「教会離れ」の現実をプロイセン国家は認めざるを得なくなつていたのであるが、にもかかわらず、ユダヤ人とキリスト教徒の *Mischehe* は認めていないのである。

一八四八年のドイツ三月革命は、実定的効力はまったくなかったにせよ、四九年三月二八日のいわゆる「フランクフルト憲法」(パウルス教会憲法とも呼ばれる)¹²をもたらし、その第六章は「ドイツ国民 Volk の基本権」をうたっており、「信仰および良心の自由」や「宗教活動の自由」などが普遍的なものとして擁護されていて、「宗教上の行為等の強制禁止」が明示されたのである。さらに「民事婚」については、「婚姻の民事上の効力は、民事行為の遂行にのみ依存する。教会での婚礼は、民事行為の遂行後においてのみ、これを行うことができる。宗教の相違は民事上の婚姻障碍とはならない」(第一五〇条)と定めている。この「フランクフルト憲法」第一五〇条は、一八四八年二月五日の「プロイセン欽定憲法」第一六条、すなわち「婚姻の民事上の効力は、権限を有する民事身分官吏 Civilstands-Beamte の面前での婚姻締結により生じる。教会での婚礼は、民事行為の遂行後においてのみ、これを行うことができる」¹³とする規定に明らかに呼応し、さらに発展させたものであったのである。

しかしドイツ三月革命が後退していく中で、当時のプロイセン国王フリードリヒ・ヴィルヘルム四世は、四九年になって新たに三級選挙法に基づく憲法制定議会議員選挙を実施し、その結果選出された議員によって一八四八年憲法は修正可決されてしまったのである。これが一八五〇年一月三十一日の「プロイセン憲法」であり、その後一九一八年にドイツが第一次世界大戦で敗北するまで効力を保ち続けることとなった。そしてこの一八五〇年憲法の第一九条は、「民事婚の導入は、民事身分登録簿の管理をも規定する特別法に従って行われる」¹⁴とのみ定め、大きく後退したのであった。

結局、ドイツ・ユダヤ人にとっての Mischehe の合法化は、一八七〇年代まで待たねばならなかった。まずプロイセン法上の規定として、一八七四年三月九日の「市民身分 Personenstand の登録および婚姻締結の方式に関する法

律」が定められ、⁽¹⁵⁾ 強制的民事婚の導入が実に実現したのである。同法第一条は、「出生、結婚、および死亡事例の登録は、もっぱら国家によって選任された身分官吏が所定の登録簿に登録することによって行われる」とあり、教会が関与する余地を完全に排除したものである。さらに具体的な手続きを細かく列記した後、第二四条から三八条までを第三章とし、「婚姻締結の形式と結婚登録について」扱っている。とくに第二四条の後段で、「婚姻締結の宗教儀式は、身分官吏の面前での婚姻の締結後に初めて行うことが許される」としたことも目を引く。次いで婚姻予告の問題を扱った後、第三五条は次のように定めている。「婚姻は、婚約者が二人の証人の立会いの下に、お互いに婚姻したいとする自らの意思を身分官吏の面前で表明し、この表明が身分官吏によって結婚登録簿に登録され、かつ、婚約者と身分官吏とによる登記が完了されたことをもって、締結される。」また、この法律全体を通じて指摘しておかなければならないことは、個別の宗教名が一切登場することなく、特定宗教の優越や宗教の相違による婚姻障碍といった事柄をまったく問題にしていないことである。従って、信仰の有無にかかわらず、聖職者が司式する結婚式とは無関係に婚姻を行うことが可能になり、この問題に関しては、国家権力が完全に宗教の介入を排除し得たのである。

ドイツ帝国全体にとっても、プロイセンの動向は決定的であったから、翌一八七五年二月六日に「市民身分の登録および婚姻締結に関する帝国法」が成立し、「プロイセンに導入された強制民事婚が全帝国領に拡大された」のであった。⁽¹⁶⁾

- (1) *Allgemeines Landrecht für die Preussischen Staaten von 1794. Mit einer Einführung von Hans Hattenhauer, 3. Aufl., Berlin 1996, S. 352.*

(2) フランスでは、革命期のフェミニズムの理論家であったグージュ Olympe de Gouges が人権宣言の男性性を批判し、一七九一年に「女性と女性市民の権利宣言 Déclaration des droits de la femme et de la citoyenne」を発表したことが知られている。しかし彼女は、公序良俗に反するとされ、またジロンド派に近く、国王ルイ一六世の処刑に反対したこともあって、公安委員会に反革命と断罪されて九三年に処刑された。

(3) ALR, S. 355.

(4) Edikt, betreffend die bürgerlichen Verhältnisse der Juden in dem Preussischen Staate. in: *Gesetz-Sammlung für die Königlichen Preussischen Staaten(GS) 1812*, S.17-22. 参照、長沼「ドイツにおける「ユダヤ人」の位置——一八世紀後半から一九世紀初頭における法的規定の検討を中心に——」、『桜文論叢』第一二巻、一九八二年一月

(5) Meiring, a. a. O., S. 20.

(6) Ebd.

(7) 参照、長沼「ポーゼン大公国のユダヤ人について」、『桜文論叢』第七〇巻、二〇〇八年一月

(8) *GS 1833*, S. 68.

(9) *GS 1847*, S. 263ff.

(10) *GS 1847*, S. 125ff.

(11) 参照、広渡清吾「一九世紀ドイツにおける「民事婚 Zivilehe」の成立過程——Stepfan Buchholz の所説に寄せて——」『家族史研究』第五集、大月書店、一九八二年

(12) Ernst Rudolf Huber (hg.), *Dokumente zur deutschen Verfassungsgeschichte, Bd. 1, Deutsche Verfassungsdokumente 1803-1850*, 3. Aufl., Stuttgart u. a. 1978. S. 375ff.

(13) *GS 1848*, S. 377.

(14) *GS 1850*, S. 19.

(15) *GS 1874*, S. 95ff.

(16) ビスマルクは当初から帝国全体を統一する形での民事婚の導入を希望していたが、カトリックのバイエルンやザクセンをはじめとするいくつかのプロテスタント・ラントでの反対が強かった。七四年のプロイセン法に基づく帝国法案が七四年三月二八日に帝国議会 Reichstag では承認されたが、立法技術的に不備があるとする理由で連邦参議院 Bundesrat では否決された。プロイセン法はたんに婚姻締結の方式と登録の仕方を規定したものであったが、七五年の帝国法はさらにさまざまな婚姻要件などを詳細に付け加えてある。E. R. Huber, *Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789*, Bd. 4, Stuttgart 1969, S. 733-734. 広渡、前掲論文、九六―九七ページ。

おわりに

ドイツのユダヤ人にとって、合法的な結婚としての Mischehe はようやく一八七〇年代の後半になって可能になった。その三〇年ほど前に、メクレンブルクで果敢な闘争を挑んだベーレントとモイラントの願いは、ついに実現したのである。ユダヤ教諸派であれキリスト教諸派であれ、それぞれが伝統的に継承してきた婚姻観は依然として変わっていないので、篤い信仰心をもつがゆえに悩み続けた者たちもまた少なからずいたはずであるが、信仰の大柱を守りつつ、法の保護を受けられる結びつきを望むものは次第に増えていった。今回は実態分析を主眼としていないので、詳細な統計は省くが、ナチス政権成立直前に刊行されたユダヤ百科事典によれば、Mischehe は明らかに増加し続け、二〇世紀にはいると件数も相当な数に上るようになった。プロイセンのユダヤ人のうち、非ユダヤ人と結婚した者の比率（パーセント）の推移は次の通りである。一八七六年―八〇年は四・四、八六年―九〇年は九・四、九六年―一九〇〇年は九・九、一九〇六年―一〇年は二三・二、一六年―二〇年は二〇・八、二二年―二四年二〇・九、二七年は

二一・六。⁽¹⁾

この異教徒間結婚は大都市での成立件数が多く、ベルリンやハンブルクでは、一九二〇年代には人数で見た場合二〇パーセント台後半にのぼっていた。ただし、タイルハーバーはまったく言及していないが、この両都市がユダヤ教改革派の二大拠点であったことも考慮に入れなければならないかもしれない。また、当初はもっぱら大都市での現象でしかなかったが、一九二〇年代後半になると、農村部や地方小都市でもしばしば見られたことがうかがえる。それに、ドイツ中部ザクセン地方の中堅都市であったマクデブルクになると、一九二五年から二七年にかけてはユダヤ人同士の婚姻数（二一件）よりも *Mischehe*（二五件）が上回ってさえいた。あるいは、一九〇一年から二一年にかけて全ドイツで成立した *Mischehe* では、プロテスタントをパートナーとする事例が七一・五パーセントあり、カトリックを選んだ事例の二一・五パーセントをはるかに上回っている。このことは、大都市が概してプロテスタント地域に多かったことと、カトリックの方が異宗派間・異教徒間結婚に関してより強く否定的であったことと関係するであろう。ユダヤ人男女の間にも、*Mischehe* に関して顕著な差があった。ドイツ全土で結婚したユダヤ人男性のうち、非ユダヤ人をパートナーに迎えた比率（パーセント）は次の通りである。一九〇一年—〇五年は八・八、〇六年—一〇年は一一・四、一一年—一五年は二二・四、一六年—二〇年は一八・六、二一年—二五年は二〇・六、二六年—二七年は二四・八であった。これに対して女性の場合は、同様の時期で、七・六、九・七、一三・六、一三・六、一四・九、一六・〇と推移していった。⁽²⁾ 男性の場合、第一次世界大戦によるダメージが明瞭に認められるが、この間の時期全体で見ればかなり急速な伸びである。それに対して女性の場合は、相対的にはゆるやかであるが、やはり着実に伸びている。

この男女間の差については、ユダヤ人社会の伝統的な結婚観について指摘しているカプランの見解が参考になるであろう。つまり、結婚に際しては、家族間のビジネスとしての結びつきという要素が重視され、花嫁となる女性の個人としての意思は一九世紀くらいまではまったく無関係であったという。両親や男兄弟が、しばしば当事者には知らせず、持参金 *Mitgift* や嫁入り支度 *Ausststeuer* を含めて相手側と交渉して進めていく、いわば取り決め婚であり、家同士の新たな結びつきをもたらし、事業経営にも利用していく側面から見れば、一種の打算的な計略結婚が支配的であったという。また両親が不在であったりしたなら、姉妹を先に嫁がせるのが男兄弟の義務であった、ともいう^③。こうした旧来の観念は、一九世紀末のドイツでも、実際になお強い影響力を残していたようである。従って、とりわけ女性に即して言えることであるが、*Mischehe* の広がりには、伝統的な宗教モラルを踏み越え、自立した意思を持った個人が出現し、さらに拡大していく過程なのであった。そして、「新しい女」の姿もくつきりと見えてくる。ともすれば、裕福で、なお名誉欲に取りつかれた親の言うがままに、ユダヤ人女性とキリスト教徒の没落貴族や軍人との結婚が横行していた、という言説が流布されている。しかし、ブレスラウ（現ポーランド領ヴロツワフ）に密着した事例研究は、そうしたイメージを打破しており、ユダヤ人同士の結婚の場合は新婦の出自はおおむね裕福で、*Mischehe* を選んだユダヤ人女性の出自は概して貧しかった、と指摘している^④。

いずれにしても、男女を問わず確実に進行していった *Mischehe* は、ドイツ・ユダヤ人社会を大きく変容させていく要因であった。だからこそ、元来宗教色は希薄でありながら、「ユダヤ人」の特性を排他的に維持しようとするシオニズムにとつても、警戒心を募らせる対象となつたのである。事実、ドイツ出身の指導的なシオニストであり、都市テル・アヴィヴの建設者の一人でもあったルッピンは、自著の中で *Mischehe* について分析し、強い危機感を表明

していた。⁽⁵⁾そして今日のイスラエルでも、ユダヤ人と非ユダヤ人との結婚は、一九五三年のラビ法廷の決定により認められていないのである。⁽⁶⁾

(1) *Jüdisches Lexikon*, Bd. 4/1, S. 216. ドイツ帝国全体での統計は一九〇〇年以降に整備される。また統計の取り方として、結婚件数ではなく、結婚したユダヤ人全員の中で非ユダヤ人と結婚した者のパーセンテージであることに留意されたい。仮に三人のユダヤ人が結婚したとして、そのうちの一人だけが非ユダヤ人をパートナーとした場合、件数では二件中の一件で五〇パーセントであるが、人数では三人中の一人で三三・三パーセントとなる。実態は同じでも、統計の取り方によって見かけの数値は大きく異なってくる。この点に関して、ユダヤ百科事典の *Mischehe* 項目を担当したタイルハーバー Felix A. Theilhaber は恣意的であり、件数の値と人数の値が混在していて誤解を招きやすい。

(2) *Ebd.*, S. 217. 男女間の差に関しては、ルース・ゲイの指摘とも矛盾はない。彼女によれば、一九一〇年から一一年にかけてのドイツ全体で、ユダヤ人男性の一三パーセント、ユダヤ人女性の一〇パーセントが、非ユダヤ人と結婚した。ただし地域によっても違いがあったようで、一九〇六年のハンブルクでは、ユダヤ人男性の二六パーセント、ユダヤ人女性の二二パーセントが、非ユダヤ人と結婚したが、総じて保守色の強いバイエルンでは、男女を問わずユダヤ人のわずかに四パーセントしか非ユダヤ人との結婚を選ばなかった。Ruth Gay, *The Jews of Germany*, New Haven & London 1992, p. 182, 198.

(3) cf. Kaplan, *The Making of the Jewish Middle Class*, p. 89-93.

(4) Till van Rahden, *Intermarriages, the "New Woman", and the Situational Ethnicity of Breslau Jews from the 1870s to the 1920s*, in: *Leo Baeck Institute Year Book*, vol. 46, 2001.

(5) Arthur Ruppin, *Soziologie der Juden*, Bd. 1, *Die soziale Struktur der Juden*, Berlin 1930, S. 205ff.

(6) *Encyclopaedia Judaica*, second ed., vol. 14, p. 376.